

平成27年第1回臨時会議事日程（第1号）

平成27年5月12日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙
- 日程第14 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙
- 日程第15 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙
- 日程第16 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第17 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第18 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第19 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
- 日程第20 議案第28号 監査委員の選任について
- 日程第21 閉会中の継続審査の申し出について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月12日	火	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成27年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成27年5月12日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 5月12日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 課 長	奥田 健一
		(兼 務)	
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○事務局長（奥邨 厚志君） 皆さん、改めまして、おはようございます。議会事務局長の奥邨です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の若山議員をご紹介します。若山議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 若山 征洋君議長席に着く〕

○臨時議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました若山です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

皆様の御協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

ただいまから、平成27年第1回吉富町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（若山 征洋君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま皆様着席の議席といたします。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（若山 征洋君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（若山 征洋君） 議場の出入り口を閉めました。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、中家議員、2番、山本議員、3番、太田議員を指名します。

ただいまから投票用紙をお配りします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○臨時議長（若山 征洋君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（若山 征洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○臨時議長（若山 征洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

.....
1 番 中家 章智議員 2 番 山本 定生議員
3 番 太田 文則議員 4 番 梅津 義信議員
5 番 横川 清一議員 6 番 若山 征洋議員
7 番 丸谷 一秋議員 8 番 花畑 明議員
9 番 是石 利彦議員 10 番 岸本加代子議員
.....

○臨時議長（若山 征洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（若山 征洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

1 番、中家議員、2 番、山本議員、3 番、太田議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（若山 征洋君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、うち有効投票 10 票。無効投票ゼロ票。有効投票のうち、若山征洋議員 9 票、岸本加代子議員 1 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は有効投票数 10 票の 4 分の 1 ですので、2.5 票です。したがって、若山議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（若山 征洋君） ただいま議長に当選されました若山議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、新議長、議長席のほうにもうお着きです。そのまま、会議を進めます。

議長に、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） ただいま、議長を拝命しました若山です。

私は議長として是々非々仕事に厳しく心豊かにをモットーとして、議会改革、行政改革に全力を尽くしますので、皆さんの御支援と御協力をお願いいたしまして、挨拶とします。（拍手）

○臨時議長（若山 征洋君） 以上で臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○議長（若山 征洋君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に中家議員、山本議員の2名を指名します。

日程第4. 会期の決定

○議長（若山 征洋君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第5. 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（若山 征洋君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、中家議員、2番、山本議員、3番、太田議員を指名します。

ただいまから投票用紙をお配りします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。それでは、配付をお願いします。

[投票用紙配付]

○議長（若山 征洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○議長（若山 征洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番 中家 章智議員	2 番 山本 定生議員
3 番 太田 文則議員	4 番 梅津 義信議員
5 番 横川 清一議員	6 番 若山 征洋議員
7 番 丸谷 一秋議員	8 番 花畑 明議員
9 番 是石 利彦議員	10 番 岸本加代子議員

.....

○議長（若山 征洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、中家議員、2 番、山本議員、3 番、太田議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（若山 征洋君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、うち有効投票数 10 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、丸谷議員 9 票、岸本議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は有効得票数 10 票の 4 分の 1 ですので、2.5 票です。したがって、丸谷議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若山 征洋君） ただいま副議長に当選されました丸谷議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

丸谷議員、当選の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

○副議長（丸谷 一秋君） はい、ありがとうございます。

安全安心町づくりに専念し、頑張ってまいります。お願いします。（拍手）

日程第6. 議席の指定

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は議長が定めることとなっております。申し合わせにより、当選回数期ごとの年齢順を適用し、議長は最終番、副議長はその1番前の席とすることとなっております。

それでは、10番を議長、9番を副議長に指定します。

次に、1番、中家議員、2番、山本議員、3番、太田議員、4番、梅津議員、5番、横川議員、6番、花畑議員、7番、是石議員、8番、岸本議員と指定します。

移動があれば、移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時26分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま着席の議席を各議員の議席と指定いたします。

日程第7. 常任委員の選任

○議長（若山 征洋君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。再開は11時30分とします。

午前10時26分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第7条第1項の規定では、常任委員会委員の選任は、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） では、異議なしと認めますが、常任委員会の編成を今から読み上げます。

総務文教委員会、中家議員、梅津議員、花畑議員、是石議員、岸本議員の5名です。

福祉産業建設委員会は、山本議員、太田議員、横川議員、丸谷議員、若山議員の5名です。

常任委員会の選任については、以上読み上げたとおりです。

これより、常任委員会の委員長、副委員長の互選を行います。

暫時休憩します。議員の皆さんは委員会室へ。

午前11時32分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

暫時休憩します。皆さん、委員会室へ。

午前11時34分休憩

.....

午前11時44分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、各常任委員会の委員長、副委員長の互選を行います。

暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

各常任委員会に委員長、副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので、御報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長、岸本議員、副委員長、中家議員。

福祉産業建設常任委員会、委員長、横川議員、副委員長、山本議員。

以上、諸般の報告を終わります。

.....

日程第8. 議会運営委員の選任

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

暫時休憩します。議員の皆さん、委員会室へ。

午前11時46分休憩

.....

午前11時52分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり指名することといたします。

これより、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長・副委員長の互選をお願いし、その結果がお手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長に是石利彦議員、副委員長に横川清一議員が互選された旨の報告がありました。

以上、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時からです。

午前11時54分休憩

.....

午前11時55分再開

○議長（若山 征洋君） もとい、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第9. 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第9、選挙第3号吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選をしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。吉富町外一市中学校組合議会議員に若山議員、花畑議員、是石議員、梅津議員、山本議員の5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員、花畑議員、是石議員、梅津議員、山本議員が吉富町外一市中学校組合議会議員に当選されました。当選された方々に会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10. 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第10、選挙第4号吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に若山議員、岸本議員、中家議員、梅津議員の4名を

指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員、岸本議員、中家議員、梅津議員が吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に当選されました。

当選された方々に会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11. 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第11、選挙第5号豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。豊前市外二町清掃施設組合議会議員に若山議員、横川議員、丸谷議員、花畑議員の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員、横川議員、丸谷議員、花畑議員が、豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12. 選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第12、選挙第6号、京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） したがって、議長が指名することと決定しました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に若山議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員が、京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第13、選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第13、選挙第7号豊前市外二町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

豊前市外二町財産組合議会議員に丸谷議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した丸谷議員が、豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第14. 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第14、選挙第8号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

京築地区水道企業団議会議員に若山議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員が、京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第15. 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第15、選挙第9号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に若山議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した若山議員が、築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に、当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第16. 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（若山 征洋君） 日程第16、選挙第10号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に若山議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した若山議員が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩をいたします。

再開は13時15分からといたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

初議会でございますので、執行部今富町長より一言御挨拶をお願いいたします。

○町長（今富壽一郎君） 御指名をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用な中を御出席いただき誠にありがとうございます。

先ほど議会構成並びにそれぞれの委員会所属等々御決定されましたこと、誠にありがとうございます。

今後、執行部ともども吉富町発展のため、御指導御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

皆様方のこれからのますますの御健勝そして御発展を心からお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ありがとうございました。

.....

日程第17 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第18 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保健税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第19 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

日程第20 議案第28号 監査委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 続いて、日程第17、議案第26号から日程第20、議案第28号までを一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○事務局（守口 英伸君） 議案第26号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）、議案第28号監査委員の選任について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 提案理由について御説明申し上げます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件2件、報告案件1件、人事案件1件の計4件について御提案し、御審議をお願いするものであります。

議案第26号及び議案第27号は、専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町税条例等及び吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、平成27年3月31日に専決処分をしたので、法の定めるところにより報告をし、承認を求めます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決事項に指定された議会の議決に付した契約に変更の必要が生じ、平成27年3月20日に専決処分をしたので、法の定めるところにより報告するものであります。

議案第28号は、監査委員の選任についてであります。議会から選任されておりました監査委員は、議員の任期満了と同時に監査委員の任期も満了となったため、議案書にありますとおり、太田文則議員を監査委員に選任したいので、法の定めるところにより、議会の同意を求めます。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御承認、御同意くださいますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第17、議案第26号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第26号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布、施行されました。これに伴い吉富町税条例の一部改正が必要となり、平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

でございます。

議案書の3ページをお願いします。

吉富町税条例等の一部を改正する条例を記載しています。なお、吉富町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に基づき必要な条例改正を行っています。

資料ナンバー1、吉富町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表1ページをお願いします。下線を引いてる箇所が改正をしている部分となります。

それでは、第2条、その次の第23条は法改正にあわせての改正でございます。一番下の31条関係は、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金投入の額に係る改正に伴う所要の改正を行っておりまして、2ページ、3ページ、4ページと続いていきます。

4ページの第33条関係は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。

同じく4ページで36条関係は、法改正にあわせての改正で、項ずれの整備をしております。

第48条から5ページ、それから第50条関係、6ページに移りまして、第51条関係、57条、59条は法改正に伴う改正で、必要により、条ずれの改正を行っております。

7ページをお願いします。第63条の2、同3。それから、次の8ページをお願いします。第71条、第74条。それから、9ページをお願いします。第74条の2等も法改正にあわせた改正でございます。

それから、9ページから10ページで、89条、90条では、減免の手續に要する期間は市町村によって異なると考えられることから改正するもので、申請期限を納期前7日から納期限とする措置でございます。

10ページをお願いします。第139条の3、次11ページに移りまして、149条は、法改正にあわせての改正でございます。11ページ、附則第4条は、法律の条ずれに伴う改正でございます。

12ページ附則第7条の3の2は、個人住民税に係る住宅ローン制度の適用期限の延長でございます。附則第9条関係では、個人住民税の寄附金控除に係る申告の特例で、申告手續の簡素化、ふるさと納税ワンストップ特例の創設です。

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を、また、特例控除額の上限を所得割の1割から2割に拡充する法改正に伴う改正でございます。

13ページ附則第10条の2は、14ページそれから15ページそれから16ページまで、これは法改正に伴う改正でございます。同じく16ページからは、固定資産税等、土地の負担調整

措置で現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

附則第11条、11条の2は、法改正にあわせての改正でございます。17ページで附則第12条は法改正の改正で、18ページと続きます。

18ページで附則第13条も法改正にあわせての改正でございます。

19ページで附則第15条につきましても、法改正にあわせての改正でございます。同じく、19ページで附則第16条、軽自動車税の課税の特例で平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等については、その燃費性能に応じたグリーン化特例、経過の規定で、課税年度は28年度のみとなります。

20ページをお願いします。そこに経過割合を記載をしております。一番上の1項のところですが、主に電気自動車等で約75%の軽減、それからその下の2項につきましては、平成32年度燃費基準プラス20年達成車で50%の軽減、一番下の3項につきましては、平成32年度基準達成車で25%の軽減というふうになっております。

21ページで附則第16条には、たばこ税の特例で旧三級品の製造たばに係る特別税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減、廃止するもので、これも法改正にあわせての削除です。

21ページからは、第2条による改正でございます。21ページから24ページまでは、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用されることとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置でございます。

それでは、議案書に戻ります。

議案書の10ページをお願いします。議案書10ページ中段になります。附則（施行期日）、第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以下の内容は、記載のとおりであります。

11ページには第2条として、（町民税に係る経過措置）

12ページをお願いします。12ページについては、第3条として（固定資産税に関する経過措置）13ページでは、第4条（軽自動車税に関する経過措置）同ページで第5条として、（町たばこ税に関する経過措置）が14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページと続きます。同22ページ第6条として（特別土地保有税に関する経過措置）を記載をしております。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 峯本課長の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない

いようになっていますので、よろしくお願ひいたします。本案に対して質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第26号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第26号専決処分について承認を求めめる件は、これを承認することに決しました。

日程第18、議案第27号専決処分の承認を求めめることについてを議題とします。

担当課長に内容の説明を求めます。峯本課長。

○税務課長（峯本 安昭君） では、議案書26ページをお願いします。失礼しました。

議案書24ページをお願いします。

議案第27号専決処分の承認を求めめることについて、御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布、施行されました。

これに伴ひ、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めめるものでございます。

議案書26ページをお願いします。吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しております。なお、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の改正に基づき、必要な条例改正を行つております。

資料ナンバー1、26ページをお願いします。吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の新旧対照表で御説明をいたします。26ページをお願いします。（課税額）第2条で法改正にあわせての改正で、課税限度額の引き上げでございます。

医療給付分を51万円から52万円に、後期支援分を16万円から17万円に、介護納付分を14万円から16万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

27ページに移ります。国民健康保険税の減税、27ページから28ページにかけて、第23条関係で低所得者の国保軽減の拡充がなされています。国保加入世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割の国保税の減額制度があり、軽減基準等の見直しが実施をされております。

28ページから記載をしていますが、5割軽減基準額が24万5,000円から26万円に。2割軽減基準額につきましても記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。国民健康保険税の減免といたしまして、第25条の2項で、法改正にあわせての改正を行っております。

30ページをお願いします。法改正にあわせて、施行期日及び適用区分の改正を行うものでございます。

それでは、議案書に戻ります。議案書の26ページをお願いします。中段からになります。附則（施行期日）第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。（適用区分）第2条からは、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

御承認方よろしくをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。本案に対して、質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 課税限度額の引き上げと同時に、減額の対象となる額の引き上げというか、もなされてるわけですね、同時に。

となると、合計というか、全体から見て今の吉富町民にとっては、どうなるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） まだ27年度、試算が出来ておりませんので、どうなるかというのは、ここではちょっとなかなか判断がつけにくいというふうに思っております。

基本的に限度額を上げます。それで、一応参考に、25年度の課税分についてちょっと見てみますと、限度額を超過した世帯、例えば医療給付分では13世帯が限度額を超えています。それから、後期の支援分については、20世帯、それから介護納付分については、5世帯ですね。限度額を超える世帯がっております。

4月1日現在なので、その後の移動等もございしますが、

それと、軽減が拡充をされたら、軽減の対象基準が拡充をされたということにつきましては、

御存じのとおりで、国保加入世帯、低所得者が非常に多い状況でして、その辺の軽減世帯の緩和にはなろうかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。それはいいとして。

○議員（8番 岸本加代子君） はっきりと軽減される人がふえたということは、わからないということですね、今現在。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 実は、毎年所得の状況が人によって随分変わってきます。

それで、所得の状況が変わるということは、そういった軽減の判定基準のものが変わるということですので、一概にどうこうということは、なかなか言えないというふうに思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ないようでしたら、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、国保税が高か過ぎるというのが、多くの町民の声です。そうした現状にあって、現段階では、この2つの、相反するとも言えるような改正が、どうなるかわからないということなんですけれども、課税限度額の引き上げは国保税の上昇につながることは、確かだと思えます。

今、何世帯かおっしゃいましたけれども、国保税の上昇につながるものなので、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第27号専決処分について承認を求める件は、承認することに決しました。

日程第19、報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長に報告を求めます。担当課長。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 説明いたします。議案書の28ページ、29ページをお願いいたします。

専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により指定されました、町長の専決事項の指定に掲げる、議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、議案書29ページ専決処分書のとおり、平成27年3月20日に吉富町老人福祉センター改修工事の契約金額1億1,286万円を1億1,762万8,200円に増額変更する専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

変更理由の主な要因としましては、センター入り口から玄関までの舗装と、駐車区画線設置工事、外壁への負担を軽減するための電気とテレビアンテナ配線用電柱の設置工事、及び消防署の指示によります非常警報設備設置工事等の追加のため、契約金額を増額したものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第20、議案第28号監査委員の選任についてを議題とします。

太田議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、退席を求めます。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

追加分の議案書の1ページをお願いします。

議案第28号は、監査委員の選任についてでございます。先ほど町長の提案理由の説明のとおりですね、議会から選任されておりました監査委員は議員の任期満了と同時に監査委員の任期も満了となったため、追加議案書にありますとおり、太田文則議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議方お願いします。

○議長（若山 征洋君） これで説明を終わります。

これから、質疑に入ります。本案に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号監査委員の選任について同意を求める件は、これを同意することに決定しました。

太田議員の入室を許可します。

日程第21. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後1時50分休憩

.....
午後1時51分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続いて、再開いたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議員（2番 山本 定生君） 議長。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（2番 山本 定生君） さきほどの報告案件で、1号専決処分の報告の内容についてですけど、この後、全協なりで詳細報告をしてもらうようお願い申し上げます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ただいま、山本議員からの申し出、賛成者は。（「ほか1名と呼ぶ者あり」）ほか1名ですね。

では、後で……（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

午後1時52分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（若山 征洋君） 再開いたします。

先ほどの山本議員からの申し出は、報告案件ですので、報告で議会内では終わりと思いますが、あとは、別途町長のほうに詳細の説明を求めてお話、要求したいと思いますので、それでございますね。

○議員（2番 山本 定生君） お願いします。

○議長（若山 征洋君） はい。

_____ . _____ . _____

○議長（若山 征洋君） では、これで、本日の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回吉富町議会臨時会を閉会します。

どうもふなれな議長で御迷惑をかけたが、無事終わりましたので、今後ともよろしく願います。

午後1時56分閉会
